

公 告

公 告 第 4 1 2 号
令和 2年 11月 11日

栃木県農協健康保険組合
理 事 長 高 橋 武



任意継続被保険者の保険料算出基礎となる平均標準報酬月額について

令和2年9月末における平均標準報酬月額について、下記のとおり公告いたします。

なお、この平均標準報酬月額は健康保険法第47条第2項の規程に基づく任意継続被保険者の保険料算出の基礎となるものです。

記

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 平均標準報酬月額 | 309, 469円 |
| 2. 等 級 区 分 | 22等級 300千円 |
| 3. 適 用 年 月 | 令和 3年 4月 1日 |

以上